

箕面市障害者市民施策推進協議会の専門部会について

1. 開催根拠

箕面市障害者市民施策推進協議会開催要綱（平成31年1月23日改正）

（専門部会）

第7条 市長は、専門的な事項を検討するため、次に掲げる専門部会を開催するものとする。

2. 各部会の概要

部会名	検討事項	開催頻度（R5）	運営・進行
		部会員	
①障害者計画及び障害福祉計画部会	<ul style="list-style-type: none"> 第4次箕面市障害者市民の長期計画（みのお'N'プラン）（令和6～14年度）の策定について検討する。 第7期箕面市障害福祉計画（令和6～8年度）の策定について検討する。 	2ヶ月に1回程度 希望する構成員等	部会長 （座長が指名） （部会長の指名により副部会長を置くことができるとする。事務局は、開催準備、調整、報告書作成などを行う。）
②障害者差別解消法部会	障害者の差別解消に関する取り組み等について検討する。	必要に応じて 希望する構成員等	
③（仮称）箕面市手話言語及び多様な意思疎通のための手段の利用促進条例部会	（仮称）箕面市手話言語及び多様な意思疎通のための手段の利用促進条例の制定に向けた検討を行う。	2～3か月に1回程度 希望する構成員等及び部会長が認められた者	

※任期の途中で変更することもできます。